

## 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。平成11年から運用が開始され、これまで平成16年、平成19年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られてきた。

しかしながら、その後も平成28年熊本地震をはじめ、大規模な自然災害による被害が頻発しており、本県においても甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨では多くの方が被災され、日常生活を取り戻すことができない状況が続いている。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められている。現在、国においても、被災者生活再建支援法の一部改正により、被災者生活再建支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（「中規模半壊世帯」（仮称））を追加する検討が進められている。

これは今回の豪雨災害から対象にされるものと伺っており、これまでの要望に対し、一定の前進があっていることを評価したい。

しかし、住民の生活安定と被災地の速やかな復興により資するためには、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 2 支援対象となる世帯の範囲については、同一災害であれば全ての被災世帯が対象となるよう、災害の態様に応じた柔軟な対応を可能とすること。
- 3 大規模災害の発生による都道府県の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の額に対する国庫補助率の引き上げ等、特段の措置を講じること。

令和2年10月8日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
内閣府特命担当大臣 （経済財政政策）	西村康稔様
内閣府特命担当大臣 （防 災）	小此木八郎様